

住民税(特別区民税・都民税)、国民健康保険料の一斉臨戸徴収の実施について

住民税(特別区民税・都民税)(以下「住民税」という。)や国民健康保険料の収納率は、口座振替加入の推進、督促・催告の工夫、滞納処分の強化など、所管分野による様々な取り組みや、全庁挙げての一斉臨戸徴収等により、それぞれ上昇に転じてきたところである。しかし、住民税及び国民健康保険料を確保し、更なる収納率向上を図るため、以下のとおり一斉臨戸徴収を実施する。

実施方法は前回と同様、強い警告を示す内容を記載した催告書を直接手渡しする「訪問送達」を中心に行い、早期納付を促すこととする。

従事者は以下の職員とし、区民の生活実態に触れ、徴収の大変さを直接経験する重要な機会とするとともに、徴収業務の重要性の認識やコスト意識を高めていく場とする。

記

1 実施日

平成28年12月11日(日)

※住民税、国民健康保険料とも同日に実施

2 従事予定職員

196人

- ・管理職(再任用職員を除く)・管理職選考合格者
- ・今年度昇任者(総括係長、係長、主任主事)(庁内のみ)
- ・新規採用1年目職員(庁内のみ)

※2人1組で訪問する。

3 臨戸予定組数

98組(内訳:住民税 52組、国民健康保険料 46組)

4 訪問予定世帯数

1組あたり約60世帯(合計約5,900件)